

國會議員の資質であること。
 筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第十、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第九、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第八、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第七、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第六、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第五、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第四、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能
 第三、筆跡中心の議論を文書にするより一人當り四圍談話情四能

近人團體會議圖出費限

(一) (3)

労務第七六七号
 昭和十年四月十七日

警視總監 小 栗 一 雄

常務理事
 労働部長

事務主任 後藤 文夫 殿
 社 會 局 長 官 殿
 各 廳 府 縣 長 官 殿

發生 四九 解決 四九
 使用労働者 四二五七
 関係労働組合全評 東京金属労働会

奥萬プレス工業所労働争議ニ關スル件

(全評) 発生—解決

要旨
 四月廿日從業員等八會評本部を核り得蓋外時一職場會議ヲ開キ十項ノ待遇改メスル
 労働書ヲ修正シテ予リ事業主ト交渉午後五時大評介員會ヲ召集解決ス

標記工場ニ労働争議發生労働會見交渉ノ結果解決セルカ狀況左イ

概

10 4 10
 28